

## 第1章 調査の概要

### 1. 調査の趣旨・目的

「日本再興戦略」改訂 2015 において、人材等への投資により生産性を高めることが重要と指摘されるなど、人材育成や能力開発の必要性が高まっている。そのようななか中小企業では、時間的、資源的制約やノウハウの不足などを背景として人材育成・能力開発が不十分なものになりがちであることから、中小企業の現状や今後の活動の方向性に即した政策的支援の必要性が高い。また、特に中小零細企業の教育訓練の実態を把握する必要があるとの指摘もある。そのため、既存の統計調査（能力開発基本調査）では調査していない小規模な企業（30 人未満）に勤務する労働者も対象に含め、人材育成、能力開発の実態を把握するための個人調査を実施した。

なお、本調査は厚生労働省職業能力開発局（現・人材開発統括官）からの要請を受けて行った。

### 2. 調査名

「人材育成と能力開発の現状と課題に関する調査」

### 3. 調査方法

インターネット調査

### 4. 調査機関

楽天リサーチ株式会社

### 5. 調査対象

楽天リサーチが保有する全国の約 227 万人（調査実施時点：平成 28 年 11 月）の登録モニター（以下「モニター」という）のうち、以下の条件に合致する者から、1 万人分の回答を回収した。

- ◆ 性別：男女
- ◆ 年齢：18 歳～65 歳
- ◆ 居住地：全国（国内）
- ◆ 雇用形態：正社員および直接雇用の非正社員。ただし、直接雇用の非正社員は、そのうち契約社員・嘱託、パート・アルバイトのみ
- ◆ 勤務先：次の業種に該当する勤務先  
「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、

専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」（他に分類されないもの、外国公務を除く）

◆ 勤務する会社の規模：従業員 5 人以上

回収にあたっては、平成 26 年経済センサス基礎調査（確報）に基づき、対象業種別および企業規模（常用雇用者ベース）別常用雇用者数の構成比を算出した（対象業種×常用雇用者規模のセルを作成し、各セルの構成比を算出）。この構成比を 1 万人にあてはめてセルごとの回収数を算出し、調査機関はすべてのセルの回収数を満たすまで回収を継続した。

なお、常用雇用者規模のカテゴリーは、「10 人未満」「10 人以上 30 人未満」「30 人以上 100 人未満」「100 人以上 300 人未満」「300 人以上」の 5 区分とした。

## 6. 調査の配信方法とスクリーニング調査の内容

モニターのうち、調査機関が把握している登録情報に基づき、最初から上記（5. 調査対象）の条件をクリアすると判断した 19 万 3,756 人に対してまず、スクリーニング調査を配信し、スクリーニング調査の回答内容から、現在も調査対象の条件を満たすと判断できる者のみ、本調査に進んでもらった。スクリーニングを行うのは、登録情報では調査対象の条件を満たしていても、調査時点では転職等により条件を満たさなくなっていることも考えられ、あらためて対象に合致する者のみを選別するためである<sup>1</sup>。

スクリーニングでは、〈雇用形態〉、〈勤務先の業種〉、〈勤務する会社の従業員規模〉を尋ねる 3 つの設問を設定し、すべての条件を満たす者が本調査に進む形式をとった（付属資料の調査画面を参照されたい）。

登録情報から条件を満たすと思われた 19 万 3,756 人に調査配信をした結果、平成 28(2016) 年 11 月 14 日までに「宿泊業、飲食サービス業」の「300 人以上」のセルのみ、回収数に不足が生じた。そのため、「サービス業」に属するモニター、14 万 8,110 人<sup>2</sup>に対して追加配信を行い、同 15 日までに同セルの回収数も満たして 1 万人の回収を終えた。

## 7. 調査実施期間

平成 28（2016）年 11 月 10 日に配信し、追加配信を経て平成 28（2016）年 11 月 15 日に 1 万人の回収を完了した。

<sup>1</sup> 調査機関の登録情報上は条件を満たしていたとしても、その後、雇用形態が変わったり、勤務先の会社が変わるなどして、調査時は条件を満たさなくなっている人が含まれている可能性がある。

<sup>2</sup> 当初配信対象の 19 万 3,756 人とは重複はない。登録情報から、「サービス業」に属することは明白であるものの、他の登録情報で不明な部分があり、当初配信対象からは除外されたモニターであるため。